

2017 年 12 月 1 日

## 博士学位論文の要約

論文名 『原子力発電と会計制度』

本論文は、日本における原子力発電に係る会計（以下、「原発会計」という）を原子力発電事業の草創期から現在に至るまで通史的・制度的に整理し、その発展経路と現状の問題点について分析したものである。本論文では、原子力発電工事償却引当金・使用済燃料再処理等（準備）引当金・原子力施設解体引当金・特定放射性廃棄物抛出金および 2013 年と 2015 年に制度化された廃炉に係る会計制度を総称して「原発会計制度」とする。

本論文において明らかになったのは、原発会計の自律性と健全性が失われ、電気事業会計と電気料金との関係が逆転し、総括原価方式による現金回収可能性に依存した状況が存在するようになっているという点である。詳細は本文に譲るが、端的に述べると「会計制度を基礎とした電気料金」という本来の枠組みが、「電気料金を前提とした会計制度」という思考様式へと逆転しているのである。

電気事業会計規則によると、電気事業者は一般的な企業会計原則とほぼ同様の原則に従うことを求められている。これに対して一般電気事業供給約款料金算定規則では、その第 1 条において、「この省令において使用する用語は、……電気事業会計規則……において使用する用語の例による」とされている。つまり、電気事業会計規則などにおいて使用する用語の例に従って電気料金を算定しなければならないとされている。「用語の例による」の意味は明確ではないが、電気料金の算定においては電気事業会計が参考にされるとみなしてよいだろう。つまり、規則上は、一般的な企業会計原則とほぼ同様の原則に従った電気事業会計がおこなわれ、それを基礎にして電気料金が算定されなければならないという関係性が明確である。

しかし、現実にはこの関係は成立してこなかった。例えば、使用済燃料再処理等費および原子力発電施設解体費の計上は、電気料金への原価算入が規制当局によって導入されるまで先送りされてきた。原発費用は事業者たる電力会社が自主的に見積もり会計処理するのではなく、「電気事業は規制下にある」という名目で費用計上のタイミングを国家任せにし、先延ばしにし、規制によって料金算入される段階になってはじめて計上する、あるいは新規参入電力会社や消費者に転嫁するといったことが繰り返されてきた。また、2013 年と 2015 年の原発会計制度においても、本来ならば減損するはずの資産を資産として計上し、減価償却を継続する処理が新設されたが、そのような処理が容認される理由として電気料金による回収があげられた。実際に廃炉し、文字通り収益性が全くなってしまう、実態としては無価値になった原子炉を、資産として位置づけ減価償却だけ繰り延べるルールは会計の諸原則からは大きく逸脱しているといわざるをえない。しかしながら、減価償却費相当分が料金原価として回収されるならば、それだけ現金回収可能性があり、資産性があるという逆

転した論理が通された。(これらの会計制度が、国会等の開かれた場ではなく、経済産業省内のワーキンググループにおいて提案され、ほんの 10 名足らずの委員による合計 3 時間程度の議論で決定されたという排他的プロセスにも大きな問題が指摘される。)

このような電気事業会計と電気料金算定との逆転現象は、会計情報にゆがみをもたらす。換言すれば、本来であれば会計原則に従って作成される電力会社の会計情報が、電力会社を保護・優遇するために作成されるようになる。例えば、減損損失を回避して減価償却費を計上するというかたちで電力会社の利益を平準化すると同時に、電気料金上、特別損失であれば回収できないものを営業費用として原価に上乘せすることによって電力会社の料金回収を確実なものにしているのである。この意味で、本論文は、「会計は基本的には社会的・政治的活動である」ことの 1 つの事例を提供するものである。

同時に、本論文は、現代日本のエネルギー政策における経済的側面に対して重要な示唆を与えるものである。日本のエネルギー政策は、福島第一原発事故による影響やその処理の困難性のみならず、再生可能エネルギーのコスト低下や原子力発電所の老朽化などの問題に直面している。単なる電力自由化のみならず電力システム全体を変革する動きが進展している。国民に信頼されるエネルギー政策ならびにシステムの構築のためには、本論文で追跡したような会計制度は大きく見直される必要があるだろう。そのために過去の教訓を生かし、事業者が自主的に自律的に健全な会計処理をおこなうような制度づくりが不可欠であることを本論文では示唆している。

なお本論文は、金森絵里著『原子力発電と会計制度』中央経済社、2016 年、232 頁として公刊されている。